平成２７年（フ）第１９８号
愛媛県松山市南江戸１丁目１番12号
債務者　北福　義宗
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９７号
佐賀市光１丁目１番14―310号　キープビル西
債務者　江島　由兼
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４１０号
熊本市南区近見４丁目12番１号　フォレストトップ平成南103、前住所広島県福山市内海町イ2048番地４
債務者　岡田　希美
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２２９号
宮崎市波島２丁目36番13号　落合貸家
債務者　黒木　浩市
1　決定年月日時　平成27年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２４１号
宮崎市古城町古城6153番地
債務者　長友美保子（旧姓桜川）
1　決定年月日時　平成27年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５７号
宮崎県小林市南西方2038番地１　十三塚団地56－２－12
債務者　豊田　英孝
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１７３号
茨城県つくばみらい市谷井田2176番地13
破産者　中島　幹夫
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第４１号
茨城県土浦市中村南３丁目２番23号
破産者　髙野　直樹
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第８１号
茨城県つくばみらい市絹の台１丁目８番地５　レオパレス102
破産者　尾崎　　孝
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第５４号
大津市長等１丁目１番30号、事業所住所大津市札の辻４番16号
破産者　勘助寿司こと　林　　勘一
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３０号
北九州市戸畑区西大谷２丁目12番40号
破産者　中野　智弘
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１３１号
北九州市戸畑区西大谷２丁目12番40号
破産者　中野　和美
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第７４５号
札幌市豊平区平岸２条７丁目４番17―816号
破産者　塚越　秀三
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８１８号
札幌市厚別区大谷地東５丁目15番２―107号
破産者　森　比呂志
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９０号
盛岡市西青山３丁目９番21号
破産者　菊池　俊彦
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第４６４号
相模原市中央区千代田４丁目12番４号　泉屋ビル402号、申立時の住所仙台市宮城野区銀杏町29番25―110号
破産者　紀室　俊昭
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２０４号
仙台市宮城野区燕沢１丁目３番33号
破産者　高橋　紀雄
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２６４号
仙台市泉区高森１－１―326　高森パークハウス参番館1103、住民票上の住所仙台市宮城野区萩野町２丁目10番地の３　日研ビル101
破産者　種田　　仁
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係